

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度 令和5年度変更
計画主体	岡山県鏡野町

鏡野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鏡野町産業観光課
所在地 岡山県苫田郡鏡野町竹田660
電話番号 0868-54-2987
FAX番号 0868-54-3662
メールアドレス sangyou@town.kagamino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ、カワウ、サギ類（オサギ、ゴイサギ）、ヌートリア、カラス類（ハシブトガラス、ハシボリカラス）
計画期間	令和5年度～ 令和7年度
対象地域	岡山県苫田郡鏡野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻、野菜、果樹、豆類、	4,259 千円	2.47ha
ニホンジカ	水稻、森林（ズキ・ヒノキ）	9,386 千円	15ha
カワウ・サギ類	魚類（放流稚魚・在来魚）	4,140 千円	— ha
カラス類	水稻、野菜、果樹、豆類、雑穀	63 千円	0.09ha
ヌートリア	水稻	342 千円	0.28ha

（2）被害の傾向

- ・ イノシシ
春から秋にかけて、野菜への食害や水稻の倒伏被害があり、特に収穫期の水稻への被害は深刻である。
被害地域は、中山間地が中心であるが、平坦地へも拡大しており、町内ほぼ全域で確認される。
- ・ ニホンジカ
被害は年間を通じて発生している。生息域が以前より広がり、町内全域で生息が確認されている。
また、生息数も増加していると考えられ、従来の被害の中心であった植林だけでなく、水稻や野菜など農業分野への被害も確認されている。
- ・ カワウ・サギ類
被害区域は一級河川吉井川流域を主とし、奥津川、久田川、旭川の各流域で確認されており、生息域の拡大がみられる。放流アユや川魚などが食害により減少しており、被害が深刻化・長期化している。
- ・ カラス類
被害は年間を通じて発生している。果樹、野菜等への農作物被害に加えて、飼料等の食害もみられる。
- ・ ヌートリア
水稻及び野菜の食害被害があり、一部地域では水稻への食害が深刻となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	4,259千円	2.47ha	3,400千円	1.97ha
ニホンジカ	9,386千円	15ha	7,510千円	12ha
カワウ・サギ類	4,140千円	—	3,310千円	—
カラス類	63千円	0.09ha	50千円	0.07ha
ヌートリア	342千円	0.28ha	270千円	0.22ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鏡野町内猟友会の協力のもと、有害鳥獣駆除班を編制し、銃器(散弾銃、ライフル銃)、わな、捕獲柵による捕獲駆除を行ってきた。 捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分してきた。	・高齢化による捕獲者の減少により、担い手の育成が急務となっている。 ・猟友会任せの捕獲ではなく、集落などの協力体制を構築することも必要である。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防護柵、電気柵の設置者に対し、資材購入補助金を交付してきた。	・中山間地域を中心に、近年、耕作放棄地が増加しており、野生鳥獣を誘引し、被害の増加を招いている。 ・防護柵の管理が不十分な集落等に対し、点検、補修の指導が必要である。 ・耕作地の適正な管理、緩衝帯の整備、住民に対する啓発活動が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	集落で広域に防護柵を設置する場合、緩衝帯を整備するように指導を行っている。	地域によっては緩衝帯の整備等が不十分な状態で防護柵を設置している。

(5) 今後の取組方針

・捕獲及び防除の推進 これまで捕獲と防除の両面で対策を進めてきたが、今後も継続して推進していく。 地域ぐるみによる防護柵の設置・管理に加え、緩衝帯の設置、放任果
--

<p>樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等、有害鳥獣を誘引しない生息環境管理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の担い手の育成 狩猟免許の新規取得を促進するために、経費の補助や広報活動を行う ◦ ・被害状況の把握 住民による目撃情報、獵友会からの情報及び現場確認による被害の実態を的確に把握する。 ・広域的な取組 行政区域を超えて移動する鳥獣に対応するため、近隣の市町村と情報交換を行い、広域的な被害防除のための取組を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鏡野町内獵友会員を中心に有害鳥獣駆除班及び鳥獣被害対策実施隊を組織し、対象鳥獣捕獲員の任命をしている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 年度	イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ、カワウ、サギ類、ヌートリア、カラス類	・町内における鳥獣の生息状況、被害状況の把握 ・狩猟免許取得等に対する支援
6 年度		・捕獲報奨金による支援 ・くくりわな等の捕獲機材の導入
7 年度		・近隣市町村との情報交換及び連携した捕獲実施の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・イノシシ

(捕獲頭数 2年度：905頭、3年度：557頭、4年度：721頭)

令和3年度より捕獲頭数、被害面積、金額の減少がみられ、生息数の減少が考えられる。しかし、鏡野町での被害面積、金額共に2番目に大きい獣種であることから、一定の捕獲頭数を確保していく。近年の捕獲頭数の推移状況を踏まえて、捕獲計画は900頭とする。

・ニホンジカ

(捕獲頭数 2年度：586頭、3年度：978頭、4年度：1,075頭)

ニホンジカについては、捕獲頭数が大きく増加傾向にあり、シカの被害についても、令和3年度までは林業被害のみであったものが、R4年度より農業被害もあらわれていることから、生息域が広がっていると

考えられる。生息域の拡大にともなう里周辺への出没による農業被害の拡大も懸念される事から、早急な個体調整が必要であるため、捕獲頭数は1400頭とする。

・カワウ

(捕獲頭数 2年度：44羽、3年度：37羽、4年度：27羽)

捕獲頭数は減少傾向にあるが、カワウによる魚類への被害金額は横ばいとなっており、被害金額減少に向けて早急な個体調整が必要となっている。近年の捕獲実績を踏まえて、捕獲計画数は45羽とする。

・サギ類

(捕獲頭数 2年度：24羽、3年度：22羽、4年度：10羽)

捕獲頭数は減少傾向にあるが、サギ類による魚類への被害金額は横ばいとなっている。被害金額減少に向けて早急な個体調整が必要となっている。近年の捕獲実績を踏まえて、捕獲計画数は20羽とする。

・カラス類

(捕獲頭数 2年度：4羽、3年度：2羽、4年度：7羽)

カラスについては野菜、果樹を中心に被害を受けているが、家畜用飼料への被害も発生しており、家畜伝染病の感染も懸念される。近年の捕獲実績を踏まえて、捕獲計画数は10羽とする。

・ヌートリア

(捕獲頭数 2年度：12頭、3年度：13頭、4年度：10頭)

ヌートリアについては水稻を中心に被害を受けている。特に水稻での被害が増加傾向となっているため、水稻栽培期間に集中的に捕獲を進める。近年の捕獲実績及び、今後の捕獲頭数の増加が見込まれる事を踏まえて、捕獲計画数は35頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	900	900	900
ニホンジカ	(1200) 1400	(1200) 1400	(1200) 1400
カワウ	45	45	45
サギ類	20	20	20
カラス類	10	10	10
ヌートリア	35	35	35

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・イノシシ・ニホンジカは、銃器(散弾銃、ライフル銃)やわな、捕獲柵等を用いて、被害発生状況に応じて捕獲を行う。
- ・カワウ・サギ類については、銃器(散弾銃、ライフル銃)を用いて水産業被害の多発する期間に重点的に捕獲を行う。
- ・ヌートリアについては、小型の箱わなを用いて、被害発生状況に応じて捕獲を行う。
- ・カラス類は、捕獲柵等を用いて、被害発生状況に応じて捕獲を行う。
- ・対象区域は鏡野町全域とし、捕獲は通年で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・わなや捕獲柵等でイノシシ・ニホンジカを拘束した後、とめさし等を安全かつ効率良く行うため、銃器の使用が必要である。
- ・対象区域は鏡野町全域とし、捕獲は通年で実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 27000m	電気柵 27000m	電気柵 27000m
ニホンジカ	トタン柵 1300m ネット柵等 11000m	トタン柵 1300m ネット柵等 11000m	トタン柵 1300m ネット柵等 11000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	・集落柵については、定期的な見回りを行い、適切な管理を行えるよう指導する。 ・防護柵設置者に、効果的な防護柵の設置について指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

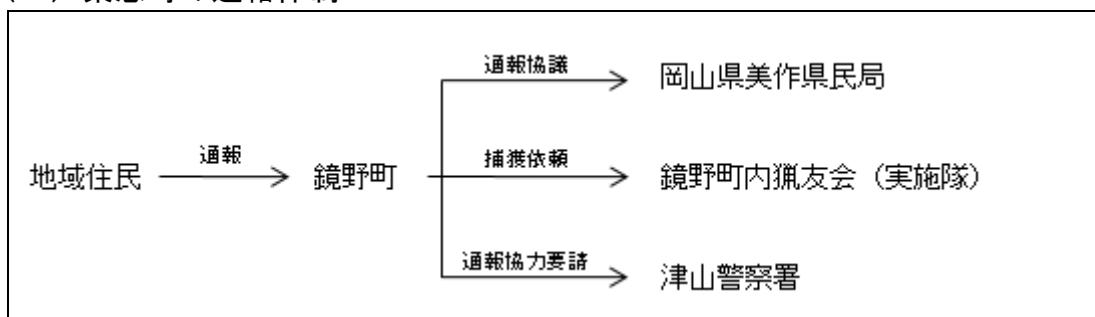
5年度	イノシシ	集落で広域に防護柵を設置する場合、緩衝帯を整備するように指導を行う。
6年度	ニホンジカ	
7年度	カラス	カラス等を誘引しないよう、放任果樹を除去するよう周知を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鏡野町	情報収集及び住民への広報活動、情報提供
岡山県美作県民局	町に対する助言等
鏡野町内獣友会 (鏡野町鳥獣被害対策実施隊)	情報提供及び捕獲の実施
津山警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後、速やかに埋設処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣を食肉等として有効活用するための処理加工施設の整備や商品開発、販売・流通経路の確立など、地域資源として利活用できないか検討する
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

町内に処理加工施設なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

研修会、視察等を通じて、衛生的な食肉の処理方法や商品化に対する理解を深める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鏡野町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鏡野町	鳥獣被害に関する情報提供、協議会の事務及び関係機関との連絡調整を行う。
鏡野町内猟友会	鳥獣に関する情報提供、有害鳥獣捕獲を行う。
晴れの国岡山農業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供、営農指導を行う。
作州かがみの森林組合	鳥獣被害に関する情報提供を行う。
鏡野町内吉井川・旭川水系漁業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局 農林水産事業部	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害防止計画の協議を行う。・有害鳥獣による農作物被害の防止等に関する情報提供、助言・指導を行う。・鳥獣保護、管理に関する情報提供、助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、猟友会員を中心編制している。隊員数は121名（令和5年3月末現在）。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策の研修会等に積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を地域に普及啓発し、防止対策を一体となって推進する。
近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化、共同実施の対策を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・美作地域鳥獣被害防止対策推進連絡会議等と連携し、被害防止対策に関する情報の提供や講演会、研修会などを開催する。
- ・農協、森林組合、漁協、農業共済組合等の組織を利用して、効率的に町内全域の被害状況の把握を行い、鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。

(別紙)

鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）捕獲体制について

1. 鏡野町内の岡山県津山地区猟友会の体制について

- (1) 分会数 4分会（鏡野分会、奥津分会、上齋原分会、富分会）
(2) 会員数 121名
(3) 網猟登録者数 1名
(4) わな猟登録者 99名
(5) 第1種銃猟登録者数 69名

分会名	会員数	網猟 登録者数	わな猟 登録者数	第1種銃猟 登録者数
鏡野分会	51	1	42	28
奥津分会	41	0	33	27
上齋原分会	14	0	12	7
富分会	15	0	12	7
合 計	121	1	99	69

*「令和4年度 鏡野町鳥獣被害対策実施隊員(兼 対象鳥獣捕獲員)名簿」
から作成

2. 鏡野町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）捕獲体制について

（1）対象鳥獣捕獲員の班編制について

岡山県津山地区猟友会のうち鏡野町にある各分会から対象鳥獣捕獲員を任命し、班編制を行う。

（2）対象鳥獣捕獲員数について

対象鳥獣捕獲員数については上限を設定せず、下記対象鳥獣捕獲員条件を満たす者を任命する。

（3）対象鳥獣捕獲員条件について

- ① 岡山県津山地区猟友会員であること（ただし、富分会、奥津分会、上齋原分会、鏡野分会に限る。）。
- ② 鏡野町において編制する有害鳥獣駆除班員であること。
- ③ 直近の岡山県狩猟者登録を行っている者であること。
- ④ 町長が指示した対象鳥獣の捕獲等について、毎年度10分の6以上従事することに同意する者であること。

（4）対象鳥獣捕獲員活動地域について

鏡野町での活動を基本とする。

編制班名	対象鳥獣 捕獲員数	活動地域	網獵 登録者数	わな獵 登録者数	第1種銃獵 登録者数
鏡野	51	町内全域	1	42	28
奥津	41	町内全域	0	33	27
上齋原	14	町内全域	0	12	7
富	15	町内全域	0	12	7
合 計	121		1	99	69